

大規模災害時における避難所としての施設の使用に関する協定書

高知市（以下「甲」という。）と高知県教育委員会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法に規定する豪雨、洪水、地震、津波等により市内において大規模な被害が発生した場合（以下「大規模災害」という。）に、乙が所有する施設を緊急避難場所及び避難所（以下「避難所」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時に、乙の協力を得て、乙の所有する施設を避難所として使用し、地域の居住者、滞在者その他の者（以下「市民等」という。）を受け入れるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の指定）

第2条 乙は、別表に掲げる施設（以下「施設」という。）を大規模災害時における避難所として指定し、使用することを承諾する。

2. 乙は、第1項に掲げる施設の図面を、甲に提供するものとする。

（避難所の周知）

第3条 甲は、前条に掲げる施設を、大規模災害時における避難所として、平常時から市民等に広く周知することができるものとする。

（使用期間）

第4条 甲は、大規模災害発生後から施設を避難所として使用することができる。

2. 避難所の使用期間は、市内における被災状況等を勘案して甲乙協議し決めるものとする。

（避難所の運営管理）

第5条 避難所の運営・管理は、甲の責任において行うものとする。

2. 避難所の運営・管理において、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 施設の使用料は無料とし、避難所の運営・管理に係る光熱水費等の経費については甲が実費を負担する。

（原状回復義務）

第7条 甲は、避難所の閉鎖を行った後、施設を原状に回復するものとする。

（協定有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙のどちらかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（連絡体制の確認）

第9条 協定の有効期間中においては、毎年5月に甲乙双方の担当者、連絡方法等を確認するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 高知市
代表者 高知市長

乙 高知県教育委員会
代表者 教育長

番号
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

(5)

大規模災害時における避難所としての施設の使用に関する協定の一部変更協定書

高知市（以下「甲」という。）と高知県教育委員会（以下「乙」という。）との間において、平成27年3月31日付けで締結した「大規模災害時における避難所としての施設の使用に関する協定書」（以下「原協定書」という。）について、次のとおり変更する協定を締結する。

第1条 原協定書の別表（第2条関係）について、本協定の別表（第2条関係）のとおりに改める。

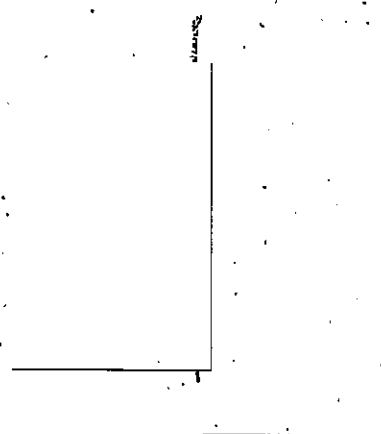
第2条 その他の条項については、原協定書のとおりとする。

本協定書の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 高知市
代表者 高知市長

乙 高知県教育委員会
代表者 教育長



別表 (第2条関係)

番号	名 称	住 所	普通教室等			その他 面積 (㎡)	体育館 面積 (㎡)	合計 面積 (㎡)	その他の内訳
			普通教室 (室)	特別教室 (室)	面積 (㎡)				
1	高知丸の内高等学校	高知市丸ノ内二丁目2番40号	18	3	1,260		1,176	2,436	
2	高知北高等学校	高知市東石立町160番地	23	4	1,820		904	2,524	
3	高知追手前高等学校	高知市追手前二丁目2番10号	25	8	1,820	1,350	1,080	4,050	多目的棟
4	高知工業高等学校	高知市浅瀬通二丁目11番6号	26		1,550	173	1,240	2,973	実習棟図書室
5	高知国際中学校・ 高知国際高等学校	高知市鶴田二丁目5番10号	42	1	2,422		3,240	5,662	
6	高知東高等学校	高知市一宮徳谷23番1	18	8	1,620	180	1,088	2,885	看護棟1階食堂
7	高知ろう学校	高知市中万々78番地	27		540		903	1,443	
8	高知小倉高等学校	高知市城北町1番14号	21	9	1,740	420	1,858	4,018	5階食堂
9	阿波高等学校	南国市阿波町中島511番地1	24	9	1,980	480	1,581	4,021	6階多目的ホール
10	幸野高等学校	高知市幸野町弘明下3860番地	12		720		932	1,652	

大規模災害時における避難所としての施設の使用に関する協定書

高知市（以下「甲」という。）と高知県（以下「乙」という。）は、災害対策基本法に規定する豪雨、洪水、地震、津波等により市内において大規模な被害が発生した場合（以下「大規模災害」という。）に、乙が所有する施設を避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時に、乙の協力を得て、乙の所有する施設を避難所として使用し、地域の居住者、滞在者その他の者（以下「市民等」という。）を受け入れるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の指定）

第2条 乙は、甲が次に掲げる施設（以下「施設」という。）を大規模災害時における避難所として指定し、使用することを承諾する。

- (1) 所在地 高知市棧橋通6丁目2番1号
- (2) 名称 旧高知南中学・高等学校
- (3) 使用場所 下表のとおり

普通教室等				セミナーハウス	体育館	合計
普通教室 (室)	選択教室 (室)	その他 (室)	面積 (㎡)	面積 (㎡)	面積 (㎡)	面積 (㎡)
14	15	2	2,021	多目的、ミーティングルーム 826	2,907	5,754

2 乙は、第1項に掲げる施設の図面を、甲に提供するものとする。

（避難所の周知）

第3条 甲は、前条に掲げる施設を、大規模災害時における避難所として、平常時から市民等に広く周知することができるものとする。

（使用期間）

第4条 甲は、大規模災害発生後から施設を避難所として使用することができる。

2 避難所の使用期間は、市内における被災状況等を勘案して甲乙協議し決めるものとする。

（避難所の運営管理）

第5条 避難所の運営・管理は、甲の責任において行うものとする。ただし、被災状況等によって甲の職員が直接避難所の運営・管理を行うことが困難な場合は、甲の職員以外の避難者が避難所の運営・管理を行うものとする。

2 避難所の運営・管理において、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 施設の使用料は無料とし、避難所の運営・管理に係る光熱水費等の経費については甲が実費を負担する。

(原状回復義務)

第7条 甲は、避難所の閉鎖を行った後、施設を原状に回復するものとする。

(協定有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙のどちらかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(連絡体制の確認)

第9条 協定の有効期間中においては、毎年5月に甲乙双方の担当者、連絡方法等を確認するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 高知市長

乙 高知県知事

大規模災害時における避難所としての施設の使用に関する協定の一部変更協定書

高知市（以下「甲」という。）と高知県（以下「乙」という。）との間において、令和5年4月1日付けで締結した「大規模災害時における避難所としての施設の使用に関する協定書」（以下「原協定書」という。）について、次のとおり変更する協定を締結する。

第1条 原協定書の第2条1項3号について、本協定の別表（第2条関係）のとおり改める。

第2条 その他の条項については、原協定書のとおりとする。

本協定書の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年7月4日

甲 高知市長

乙 高知県知事

別表（第2条関係）

施設	階数	場所 (図面上の名称)	数 (室)	面積 (㎡) ※小数点 以下切捨
校舎	2F	普通教室	2	128
		選択教室	3	192
		生徒指導室	1	75
		面接室	1	32
		グローバル教育推進室	1	32
	3F	普通教室	5	320
		選択教室	4	256
		多目的	1	129
		ミーティングルーム	1	32
	4F	普通教室	2	130
		選択教室	5	320
		音楽室	1	129
		音楽準備室	1	32
		音楽レッスン室	1	64
		美術室	1	132
		美術準備室	1	64
	小計			2,067
体育館	2F	体育室	1	1,483
	小計			1,483
セミナーハウス	3F	研修室	1	560
	小計			560
計				4,110